

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	担当課（室）
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ " ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 土地改良区の定款変更の認可	健康推進課 " " " " " " 耕地課	目次	担当課（室）
【正誤】 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則の正誤		監理課 建築指導課 総務学事課	（県例規集登載）

◎岡山県告示第二百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
金光薬局 倉敷中庄店	倉敷市松島九七一―一	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷新田店	倉敷市新田三一四八	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷福島店	倉敷市黒崎二八―三	令和四年六月一日
金光薬局 水島神田店	倉敷市神田一―五―一四	令和四年六月一日
金光薬局 新倉敷西店	倉敷市新倉敷駅前五―六九	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷昭和店	倉敷市昭和二―四六〇―二〇	令和四年六月一日
金光薬局 大高店	倉敷市西中新田二〇―一四	令和四年六月一日
金光薬局 新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前二―九〇―二	令和四年六月一日
金光薬局 児島柳田店	倉敷市児島柳田町六一五	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷店	倉敷市阿知二―五―一九	令和四年六月一日
金光薬局 さんすて倉敷店	倉敷市阿知一―一―さんすて倉敷	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷林店	倉敷市林五二三	令和四年六月一日
金光薬局 邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四―一	令和四年六月一日
金光薬局 長船店	瀬戸内市長船町服部五二二―一	令和四年六月一日
金光薬局 金光店	浅口市金光町佐方九二―二	令和四年六月一日

◎岡山県告示第二百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

おざき薬局 備前店

所在地

備前市西片上一二〇―七

指定年月日

令和四年六月一日

◎岡山県告示第二百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

富永薬局新倉敷店

訪問看護ステーションみつや倉敷

なごみクリニック

スマイル薬局児島下の町店

所 在 地

倉敷市新倉敷駅前三―一三七

倉敷市北畝五―五―一一

倉敷市新倉敷駅前五―二二〇

倉敷市児島下の町五―二―一五

更新年月日

令和四年六月一日

令和四年六月一日

令和四年六月一日

令和四年六月一日

◎岡山県告示第二百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
玉島虹の訪問看護ステーション	倉敷市玉島柏島五二〇九一	令和四年六月一日
金光薬局 倉敷中庄店	倉敷市松島九七一	令和四年五月三十一日
金光薬局 倉敷新田店	倉敷市新田三一四八	令和四年五月三十一日
金光薬局 倉敷福島店	倉敷市黒崎二八三	令和四年五月三十一日
金光薬局 水島神田店	倉敷市神田一五一一四	令和四年五月三十一日
金光薬局 新倉敷西店	倉敷市新倉敷駅前五六一九	令和四年五月三十一日
金光薬局 倉敷昭和店	倉敷市昭和二四六〇二二〇	令和四年五月三十一日
金光薬局 大高店	倉敷市西中新田二〇一四	令和四年五月三十一日
金光薬局 新倉敷店	倉敷市新倉敷駅前二一九〇二	令和四年五月三十一日
金光薬局 児島柳田店	倉敷市児島柳田町六一五	令和四年五月三十一日
金光薬局 倉敷店	倉敷市阿知二一五一九	令和四年五月三十一日
金光薬局 さんすて倉敷店	倉敷市阿知一〇一さんすて倉敷	令和四年五月三十一日
金光薬局 倉敷林店	倉敷市林五二三	令和四年五月三十一日
金光薬局 邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四一	令和四年五月三十一日
金光薬局 長船店	瀬戸内市長船町服部五二二一一	令和四年五月三十一日
金光薬局 金光店	浅口市金光町佐方九二一一二	令和四年五月三十一日

◎岡山県告示第二百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和四年五月十七日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

秋山 公祐

肢体不自由

泉クリニク

総社市小寺九九五―一

和田 佳久

腎臓

タカヤクリニク

井原市高屋町三―二四―一〇

山内 優輔

肢体不自由・呼吸器

社会医療法人清風会日本原病院

津山市日本原三五二

廣田 大昌

肢体不自由

医療法人社団井口会総合病院落合病院

真庭市上市瀬三四一

牧原 重喜

肢体不自由

医療法人平病院

和气郡和气町尺所四三八

横山 伸二

ぼうこう・直腸、小腸

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

近藤 正貴

肢体不自由

医療法人敬和会近藤病院

真庭市勝山一〇七〇

岸本 真

肢体不自由

医療法人社団井口会総合病院落合病院

真庭市上市瀬三四一

三浦 謙造

肢体不自由、ぼうこう・直腸

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

◎岡山県告示第二百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関		担当する医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
医療法人晴風会三村医院	津山市北園町三五―五	腎臓	令和四年六月一日
笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八―一	腎移植	令和四年六月一日
よりどころ薬局	勝田郡勝央町岡五一九	調剤	令和四年六月一日
金光薬局金光店	浅口市金光町佐方九二―二	調剤	令和四年六月一日
おざき薬局備前店	備前市西片上一二〇―七	調剤	令和四年六月一日
城山薬局	玉野市深井町一一―一三	調剤	令和四年六月一日

◎岡山県告示第二百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関		担当する医療の種類	更新年月日
名称	所在地		
すぎはら薬局芳井店	井原市芳井町吉井二五〇	調剤	令和四年六月一日
富永薬局早島店	都窪郡早島町早島一四七三	調剤	令和四年六月一日
ファーマシー薬局美の浜	笠岡市美の浜二九一六六	調剤	令和四年六月一日
E薬局津山店	津山市河辺一一五五―四九	調剤	令和四年六月一日

◎岡山県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
医療法人雄栄会角田医院	総社市中央三―三―一―一三	腎臓	令和四年四月三十日
城山薬局	玉野市深井町一―一―一三	調剤	令和四年三月三十一日
金光薬局金光店	浅口市金光町佐方九二―二	調剤	令和四年五月三十一日
あすなろ薬局	笠岡市吉田三五―三	調剤	令和四年六月十五日

◎岡山県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

丘2番川1―2

小規模土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和四年五月十二日

◎岡山県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二二一 地先から 真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二四二 地先まで	新	一二・八 五九・七	二六四・九
真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二二一 地先から 真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二四二 地先まで	旧	一〇・二 二二・二	二六四・九

◎岡山県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二一地从先から 真庭市蒜山上徳山字川上八六六番二四二地先まで	令和四年六月三日

令和4年6月3日 岡山県公報 第12401号

〔二六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年六月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 認可年月日

令和四年五月三十日

〔二六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
高梁市落合町近似 地内	公共測量（四級基準点測量、現地 測量、路線測量）	令和四年四月十三日から同 年十二月二十八日まで

令和4年6月3日 岡山県公報 第12401号

〔二六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三一八―三、三一八―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今六丁目一―二五シャーマゾンエスパシオ二番館二〇二号室

福岡 正基

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月二十五日岡山県指令建指第四五六号

〔四〕令和四年三月三十一日付け公布岡山県事務処理規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十八号）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
三・二	(3)から(10)までを一つずつ繰り上げ、同4	(3)から(8)までを一つずつ繰り上げ、同4(9)中「(8)」を「(7)」に改め、同(9)を同4(8)とし、同4中(10)を(9)とし、同項4
三・終わりが六	一つ	三
十四・終わりが十一	に次の一項を加える	14の項を次のように改める